令和2年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの(第3/四半期分)

(独立行政法人名:自動車事故対策機構)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びに その所属する部局の名称 及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は 会計規程等の根拠条 文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを 得ない事由	随意契約に よらざるを得ない 場合の根拠区分	備考
平成31年度自動車アセスメント 試験用車両の購入(ミニ 3台)	(独)自動車事故対策機構 理事長 濱 隆 司 東京都墨田区錦糸3-2-1	令和1年10月18日	ビー・エム・ダブリュー 東京株式会社 MINI TOKYO BAY 東京都江東区青海2- 2-15	会計規程第34条第1項 第1号(契約の性質又 は目的が競争を許さな いとき)	10,140,000	10,140,000	100	0	自動車アセスメントの試験車両は、販売実績が多い人気車種が選定される。仮に一般競争入札を行った場合、選定車種が公表されることになり、その情報を見たユーザーが当該車種の購入を控え、自動車をあたえる恐れがあるため、選定車種は秘匿にする必要がある。そのため、自動車制作者が指定するディーラーとの随意契約にて購入せざるを得ない。	19	
平成31年度自動車アセスメント 試験用車両の購入(トヨタ 3 台)	(独)自動車事故対策機構 理事長 濱 隆 司 東京都墨田区錦糸3-2-1	令和1年10月24日	トヨタモビリティ東京株 式会社 江東店 東京都江東区扇橋2- 15-7	会計規程第34条第1項 第1号(契約の性質又 は目的が競争を許さな いとき)	11,614,500	11,614,500	100	0	自動車アセスメントの試験車両は、販売実施が多い人気車種が選定される。仮に一般競争入札を行った場合、選定車種が公表されることになり、その情報を見たユーザーが当該車種の購入を控え、自動車制作者又はディーラーにか、選る。そのため、国動車制作者に試験車両を確保してもらい、自動車制作者が指定するディーラーとの随意契約にて購入せざるを得ない。	19	
平成31年度自動車アセスメント 試験用車両の購入(日産 3 台)	(独)自動車事故対策機構 理事長 濱 隆 司 東京都墨田区錦糸3-2-1	令和1年10月29日	日産自動車販売株式 会社 九段店 東京都千代田区九段 南1-1-5	会計規程第34条第1項 第1号(契約の性質又 は目的が競争を許さな いとき)	4,491,300	4,491,300	100	0	自動車アセスメントの試験車両は、販売実施が多い人気車種が 選定される。仮に一般競争入札を そった場合、選定車種が公表されることになり、その情報を見た ユーザーが当該車種の購入を更た ユーザーが当該車種の購入でラー に不利益をあたえる恐れがある ため、選定車種は秘匿にする必要がある。そのため、自動車制作者 者に試験車両を確保してもらい、自動車制作者が指定するディーラーとの随意契約にて購入せざるを得ない。	19	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びに その所属する部局の名称 及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることと した業務方法書又は 会計規程等の根拠条 文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを 得ない事由	随意契約に よらざるを得ない 場合の根拠区分	備考
	(独)自動車事故対策機構 理事長 濱 隆 司 東京都墨田区錦糸3-2-1		日本ユニシス株式会社 東京都江東区豊洲1- 1-1	会計規程第34条第1項 第1号(契約の性質又 は目的が競争を許さな いとき)	5,091,240	5,091,240	100	0	介護料支給システム及び介護料 受給者支援業務システムのソフト ウェア部分の権利を保有する日 本ユニシス株式会社でなければ 履行できないため。	19	
平成31年度自動車アセスメント 試験用車両の購入(ホンダ 3 台)		令和1年12月27日	株式会社ホンダカーズ 千葉 千葉県千葉市中央区 都町2-20-12	会計規程第34条第1項 第1号(契約の性質又 は目的が競争を許さな いとき)	4,388,010	4,388,010	100	0	自動車アセスメントの試験車両は、販売実績が多い人気車種が選定される。仮に一般競争入札を行った場合、選定車種が公表されることになり、その情報を見たユーザーが当該車種の購入を控え、自動車制作者又はディーラーに不利益をあたえる恐れがある。そのため、選定車種は秘匿にする必要がある。そのため、自動車制作者が指定するディーラーとの随意契約にて購入せざるを得ない。	19	

[記載要領]

- 1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
- 2. 本表は、平成30年度に締結した契約のうち、平成31年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
- 3. 本表は、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
- 4. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1~12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。
 - ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
 - ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
 - ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
 - ・競争に付しても入札者がないとき、又は再度の入札をしても落札者がない場合「16」
 - ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
 - ・国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約については「18」
 - ・その他、類型区分に分類できないものについては「19」